

北斗市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和5年5月

北 斗 市

目次

第1章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは	1
1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
（1）気候変動の影響	1
（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
2. 北斗市地球温暖化対策実行計画の基本方針	3
第2章 基本的事項	3
1. 実行計画の目的	3
2. 実行計画の期間・基準年度	4
3. 実行計画の対象とする範囲	4
4. 対象とする温室効果ガスの種類	4
5. 温室効果ガスの算定方法	4
6. 実行計画策定の方針	5
（1）目標設定の考え方	5
第3章 取り組み目標	5
1. 全体の削減目標	5
2. エネルギー種別毎の削減目標	6
（1）電気について	6
（2）灯油、A重油、都市ガス、液化石油ガス（LPG）について	7
（3）ガソリン、軽油について	7
（4）メタンと一酸化二窒素の排出量について	7
第4章 温室効果ガス削減に向けた取り組み	8
1. 温室効果ガス削減に向けた重点的な取り組み	8
2. 目標達成に向けた運用改善施策	8
（1）電気使用に関する取り組み	8
（2）庁舎等燃料使用量の抑制	8
（3）車輛燃料使用量の抑制	9
（4）水使用に関する取り組み	9
（5）物品使用に関する取り組み	9
（6）職員の環境保全意識の向上	9
（7）建築物の建設・管理等における配慮	9
（8）市民、事業者との協力	10
3. 目標達成に向けた設備更新施策	10
（1）電気使用に関する取り組み	10
（2）庁舎等燃料使用量の抑制	10
（3）車輛燃料使用量の抑制	10

(4) 建築物の建設・管理等における配慮	10
第5章 実行計画の推進体制と運行管理	11
1. 計画の全庁的な推進体制	11
(1) 北斗市地球温暖化対策庁内委員会	11
(2) 北斗市地球温暖化対策庁内委員会事務局	11
(3) 地球温暖化対策推進責任者	11
2. 推進管理の流れ	11
PCDAサイクル図	12

第1章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

（1）気候変動の影響

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、増加した温室効果ガスによって太陽からの日射や地表面から放熱する熱の一部が吸収されることで、地球全体で平均気温が上昇する現象です。温室効果ガスを代表する二酸化炭素は石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすことで多く発生します。産業革命以後、排出される量が増加する一方となっています。

地球温暖化により、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、世界各地で洪水、森林火災、干ばつなどの被害が増大しているほか、我が国においても平均気温の上昇、防風、台風等による被害、農作物や海産物等の生態系への影響等が観測されています。

令和3（2021）年8月に報告された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書によると、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加など）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

このように地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、問題となっています。

そのため、国際的な枠組において、温室効果ガスの削減に向けた議論が重ねられ、取り組みが進められています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深いさまざまな施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が温室効果ガスの減少に向け、関係部局間で連携し、推進体制を整備しながら、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が加盟国全会一致で採択されました。このSDGsは17のゴール169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」ことを誓っています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題等が多く含まれており、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が現れています。

特に気候変動による影響は我が国にも及んでおり、自然災害のリスク増幅が懸念されています。

平成 27 (2015) 年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」が、平成 28 (2016) 年 11 月に発効され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等为目标に掲げ、締約国には「緩和策」(温室効果ガス排出量の削減等)と「適応策」(気候変動による悪影響への対処)の取り組みが求められました。

平成 30 (2018) 年 10 月に報告された IPCC (国連の気候変動に関する政府間パネル) の特別報告では、パリ協定の実現するには、「令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とし、各国における温室効果ガス削減対策の緊急性が示され、世界中でカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



【参考】 SDGs ロゴマーク

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、令和 2 (2020) 年 10 月に、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、「地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「地球温暖化対策推進法」という。)」においても、改正を経て、この「2050 年カーボンニュートラル」が基本理念として法定化されました。

令和 3 (2021) 年 4 月に開催された米国主催の気候サミットにおいては、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度を基準として、令和 12 (2030) 年度までに 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

また、北海道においても、令和 2 (2020) 年 3 月に「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことが表明され、北海道が有する豊かな地域資源を最大

限に活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくり同時に進める「ゼロカーボン北海道」に向け、道民・事業者・市町村・団体などあらゆる主体が一体となり、その現実を目指すこととしています。

2 北斗市地球温暖化対策実行計画の基本方針

本市では、平成 20（2008）年に地球温暖化対策に係る実行計画を策定し、市の温室効果ガス排出量の削減を推進してきました。

また、本市がめざす将来像として、「ほっとする 暮らしがある ともにすすめるまちづくり ～新たな時代への挑戦～」をシンボルテーマに平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次北斗市総合計画」を策定しました。この「第 2 次総合計画」において、基本計画の一つに「安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり」を掲げ、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的に、環境保全に対する市民意識を高め、循環型社会の確立により環境保全対策を推進するため、また、令和 5 年 3 月 15 日に、2050 年までに排出量実質ゼロを目指すことを宣言した「北斗市ゼロカーボンシティ宣言」を実現するため、本市が実施している事務事業に関する「北斗市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定します。

第 2 章 基本的事項

1 実行計画の目的

「地球温暖化対策推進法」第 21 条第 1 項には、地方公共団体に対して「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）の策定を義務付けています。

本実行計画は、同条に基づき地方公共団体が自ら排出する温室効果ガスの抑制のための計画として位置づけるものとし、本市の事務事業に伴って排出される温室効果ガス削減に向けて、省エネルギー・省資源行動を遂行し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献するとともに、職員自らが環境に配慮した行動を率先実行することにより、取り組みの全市的な普及に努めることを目的とします。

【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

第 2 項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第 13 項 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第 15 項 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 実行計画の期間・基準年度

計画期間	令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間
基準年度	平成 25（2013）年度

※ 計画期間中である令和 8 年度の実績をもとに令和 9 年度において、本計画がより実効性の高いものとなるよう、市の関連計画や対象公共施設等との整合や、国・北海道等の動向を踏まえながら、取り組み成果の検証等を行い見直します。また、科学技術の進展や、環境・エネルギー政策など国内外の動向により、必要に応じて見直しを行います。

3 実行計画の対象とする範囲

地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、指定管理者制度導入など外部の委託により管理される施設も含め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた本市の全ての行政事務を対象とします。

4 対象とする温室効果ガスの種類

対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において以下の 7 種類のガスが規定されていますが、本実行計画では、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」の 3 種類を算定対象とします。

なお、残る 4 種類のガス「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六フッ化硫黄（SF₆）」「三フッ化窒素（NF₃）」については、本市の事務事業において排出される可能性が極めて低いことから算定対象としていません。

5 温室効果ガスの算定方法

国が示す「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に従い、本市のエネルギー使用量を集計し、次の数式により算定します。

温室効果ガス排出量 【t-CO ₂ 】	=	活動量 エネルギー 使用量	×	排出係数 活動量から温室効果 ガス排出量を算 定する換算値	×	地球温暖化係数 二酸化炭素を基準に他 の温室効果ガスがどれ だけの温室効果がある かを示した数
-----------------------------------	---	---------------------	---	----------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------

6 実行計画策定の方針

(1) 目標設定の考え方

国が策定した地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定することとされていることから、政府実行計画（※）に準じた目標設定とします。

【政府実行計画の目標】（令和 3（2021）年 10 月 22 日 閣議決定）

平成 25（2013）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を令和 12（2030）年度までに 50%削減することを目標とする。

※ 政府実行計画とは

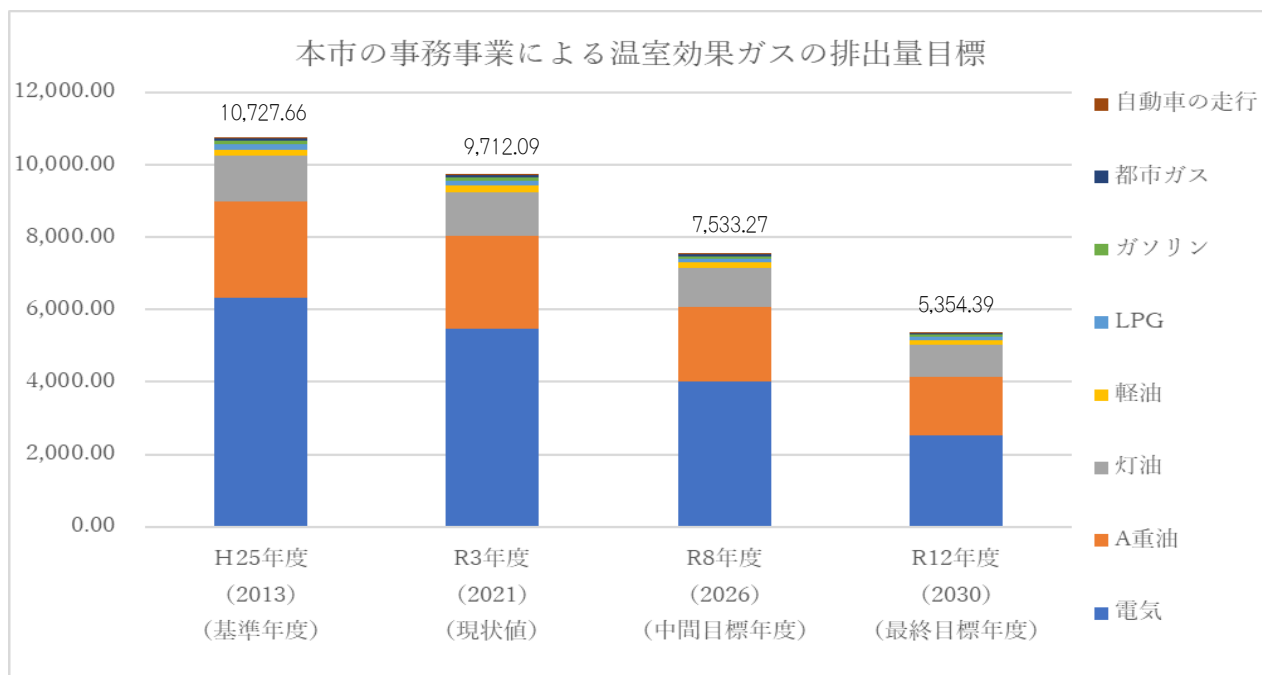
政府の全ての事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画のこと。地球温暖化計画に基づき、政府の保有する施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等について定められています。

第3章 取り組み目標

1 全体の削減目標

政府の事務事業における地球温暖化対策の目標・取り組みを規定した「政府実行計画」に準じて目標を設定します。

北斗市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で 50%削減することを目標とします。



※ 令和 3（2021）年度は、平成 25（2013）年度と比較し、1,015.57t-CO₂の排出量を削減していますので、令和 12（2030）年度に向け、4,357.70t-CO₂の排出量の削減を目指します。なお、中間目標年度を令和 8（2026）年度とし、約 30%削減し 7,533.27t-CO₂とすることを目標とします。

2 エネルギー種別毎の削減目標

エネルギー種別によって、温室効果ガスの排出量が大きく異なり、また、本市の事務事業における利用方法や取り組むべきことも大きく異なることから、全体の削減目標とは別に、エネルギー種別毎で削減目標を設定することとします。なお、エネルギー種別毎の削減目標についても、政府の事務事業における地球温暖化対策の目標・取り組みを規定した「政府実行計画」に準じて設定します。

単位：t-CO2

エネルギー種別	電気	灯油	A重油	都市ガス	LPG	ガソリン	軽油	タンク等
令和3年度	5,471.73	1,215.09	2,549.56	72.99	121.88	86.76	188.50	5.58
	56.34%	12.51%	26.25%	0.75%	1.26%	0.89%	1.94%	0.06%

(1) 電気について

電気は、本市においては空調や照明、パソコン、コピー機等の事務機器等、最も幅広い用途に用いられているエネルギーです。そのため、令和3(2021)年度時点では、約56%と最も多くの温室効果ガスを排出しているエネルギーであり、この電気による排出量をいかに削減するかが、全体目標達成のためのカギとなります。

電気は、どのような発電方法で生み出されたかによって排出量が異なります。例えば、太陽光や風力、水力発電などによる電気(再生可能エネルギー電力)は、使用することによる温室効果ガス排出量はゼロとなりますが、石炭火力発電による電気は、発電過程で温室効果ガスを排出しているため、使用するほど温室効果ガスを排出することになります。

したがって、本市では、公共施設における電気使用量の割合が大きい照明設備のLED化や、OA機器の適切な運用、ナチュラルビズの実践等、省エネルギーの推進を図るとともに、PPAモデルの活用などの手法についても検討し、政府実行計画に準じて、利用する電気の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指すことを重点的な取り組みとし、温室効果ガス排出量を基準年から3,797.79t-CO2削減することを目標とします。

※ PPAモデルとは

施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気施設で使うことで、電気料金と温室効果ガスの削減が出来ます。

単位：t-CO2

エネルギー種別	①平成25年度 (2013年度) (基準年度)	②令和3年度 (2021年度) (現状値)	③令和8年度 (2026年度) (中間目標年度)	④令和12年度 (2030年度) (最終目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標削減率
電気	6,329.65	5,471.73	4,001.80	2,531.86	3,797.79	60%

(2) 灯油、A重油、都市ガス、液化石油ガス（LPG）について

本市においては、灯油は主に暖房器具、A重油と都市ガスは主に空調、LPGは給湯等に用いられるエネルギーです。これらはいずれも化石燃料であり、消費によって温室効果ガスを排出します。

これらを用いる設備については、高効率化を図るとともに、二酸化炭素排出係数の少ない設備への更新についても検討します。また、無駄な消費を行わないように共通行動を徹底することによって、温室効果ガス排出量の削減を目指していきます。

単位：t-CO2

エネルギー種別	①平成25年度 (2013年度) (基準年度)	②令和3年度 (2021年度) (現状値)	③令和8年度 (2026年度) (中間目標年度)	④令和12年度 (2030年度) (最終目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標削減率
灯油	1,267.73	1,215.09	1,051.25	887.41	380.32	30%
A重油	2,668.38	2,549.56	2,075.30	1,601.03	1,067.35	40%
都市ガス	69.52	72.99	60.83	48.66	20.86	30%
LPG	134.95	121.88	108.18	94.47	40.48	30%

(3) ガソリン、軽油について

本市においては、ガソリン、軽油については、いずれも自動車や一部の作業用機械に用いられるエネルギーです。これらはいずれも化石燃料であり、使用により温室効果ガスを排出します。

本市は、自動車の全体の台数を見直し、可能な限り電動車に更新することにより、排出量を削減することを目指します。

※ 電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことを言います。

単位：t-CO2

エネルギー種別	①平成25年度 (2013年度) (基準年度)	②令和3年度 (2021年度) (現状値)	③令和8年度 (2026年度) (中間目標年度)	④令和12年度 (2030年度) (最終目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標削減率
ガソリン	96.01	86.76	67.39	48.01	48.00	50%
軽油	155.60	188.50	164.27	140.04	15.56	10%

(4) メタンと一酸化二窒素の排出量について

これらはエネルギーではなく、二酸化炭素と並ぶ本市の事務事業から排出される温室効果ガスの一種で、いずれも自動車の走行に伴って排出されます。

本市は可能な限り電動車に更新することにより、排出量を削減することを目指します。

単位：t-CO2

温室効果ガス	①平成25年度 (2013年度) (基準年度)	②令和3年度 (2021年度) (現状値)	③令和8年度 (2026年度) (中間目標年度)	④令和12年度 (2030年度) (最終目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標削減率
メタン、 一酸化二窒素	5.82	5.58	4.25	2.91	2.91	50%

第4章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

1 温室効果ガス削減に向けた重点的な取り組み

これまでの本市の取り組み実績と北斗市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえて、温室効果ガスの排出量に大きく影響を及ぼす以下の3点について、特に重点的に取り組むべきこととします。なお、取り組みの目標設定については基本的に「政府実行計画」に準じるものとします。

- ① 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に変換すること
- ② より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること
- ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入を図ること

また、職員一人ひとりの行動による温室効果ガス削減の取り組みについても、推進していくこととします。

2 目標達成に向けた運用改善施策

(1) 電気使用に関する取り組み

①照明の適正な使用及び管理

- ・ 照明器具の適正管理
- ・ 照明時間の短縮（昼休みの消灯、会議室等の使用時のみの点灯）
- ・ 必要な個所のみ点灯（日中の窓際の消灯、執務に支障がない限り極力消灯）
- ・ ノー残業デーの推進

②事務機器等の適正な使用及び管理

- ・ パソコンやOA機器の省電力機能の活用
- ・ 複合機の導入などにより事務機器の集約

③その他

- ・ エレベーターの利用の自粛
- ・ 電気ポット等家電製品の必要な場所以外での原則使用禁止

(2) 庁舎等燃料使用量の抑制

①空調機器の管理

- ・ 庁舎内におけるナチュラルビズ（クールビズ及びウォームビズ）の推進
- ・ 冷暖房設備・換気設備の適正管理
- ・ 電気室、サーバー室の空調設定温度を適正温度管理

- ②灯油・重油の使用量の抑制
 - ・ボイラの伝熱面・電動水の清掃・適正維持による排熱損失の低減。
 - ・ボイラの定期点検等による稼働率の適正管理

- (3) 車輜燃料使用量の抑制
 - ①車輜燃料使用量の抑制
 - ・ふんわりアクセル「eスタート」の励行
 - ・アイドリングストップの徹底
 - ・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転の励行
 - ・タイヤの空気圧、オイル等の車両点検の徹底
 - ・ノーマイカーデーの推進

- (4) 水使用に関する取り組み
 - ①水使用に関する取り組み
 - ・節水機器の採用検討
 - ・トイレ、給湯室での節水の徹底

- (5) 物品使用に関する取り組み
 - ①物品の節約及び長期的な使用
 - ・物品の節約、在庫管理、計画的購入の徹底
 - ・使用可能な物品の再利用の励行
 - ②グリーン購入の推進
 - ・環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象商品の購入推進
 - ・リサイクル可能な製品や詰め替え可能製品の購入励行
 - ③用紙類の合理的な使用
 - ・両面印刷・両面コピーの徹底
 - ・会議資料等の必要最小限化の徹底
 - ・業務のDX化によるペーパーレスの推進

- (6) 職員の環境保全意識の向上
 - ①職員の環境保全意識の向上
 - ・環境保全に関する研修会等への積極的参加の励行
 - ・環境保全に関する情報の積極的提供

- (7) 建築物の建設・管理等における配慮
 - ①再生可能エネルギー電力の活用
 - ・二酸化炭素排出係数がゼロの再生可能エネルギー電力の活用推進

- ②環境に配慮した建築材料、機器等の使用
 - ・建設副産物の発生抑制、適正処理、有効活用の推進
 - ・排ガス対策建設機械の使用推進
 - ・施工時期や作業時間帯への配慮の推進
- ③施設等の建設及び改修における配慮
 - ・施設等の建築及び改修時の、省エネ機器や再生可能エネルギー等の導入

(8) 市民、事業者との協力

- ①市民、事業者との協力
 - ・食品ロスを減らす等ごみの減量化・節水・省エネルギー等の協力推進

3 目標達成に向けた設備更新施策

(1) 電気使用に関する取り組み

- ①照明の適正な使用及び管理
 - ・照明機器のLED化
- ②事務機器等の適正な使用及び管理
 - ・OA機器の高効率機器化

(2) 庁舎等燃料使用量の抑制

- ①空調機器の管理
 - ・高効率な空調設備の導入検討
- ②灯油・重油の使用量の抑制
 - ・冷暖房設備の高効率機器の導入検討

(3) 車両燃料使用量の抑制

- ①車両燃料使用量の抑制
 - ・公用車の更新時の電動車の導入推進

(4) 建築物の建設・管理における配慮

- ①再生可能エネルギー設備の導入
 - ・公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備導入の推進
- ②建築物における省エネルギー対策の徹底
 - ・今後新築する建築物の原則ZEB(※)化

※ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、削減量に応じて下記の分類となります。

- ・ ZEB : 100%以上削減
- ・ Nearly ZEB : 75%以上100%未満
- ・ ZEB Ready : 再生可能エネルギー導入無し

- ・ Z E B Oriented : 30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されるものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を納入している建築物のうち1万㎡以上のもの。
- ・ 今後改修する建築物の原則省エネルギー基準適合化
- ・ 公共施設の照明機器のLED化の推進

第5章 実行計画の推進体制と進行管理

1 計画の全庁的な推進体制

本市では、さまざまな所属による業務分担（事務分掌）を行っていますが、広範囲の分野にわたる環境問題に対応するためには、全庁的に一体となって取り組みを進める必要があります。

（1）北斗市地球温暖化対策庁内委員会

環境問題に関して全庁的な立場で調査及び審議を行うために、副市長を委員長とし、教育長、関係各部長等を委員として構成する「北斗市地球温暖化対策庁内委員会」を設置します。この庁内委員会は、実行計画の推進状況の報告を受け、取り組み方針の指示を行います。また、実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

（2）北斗市地球温暖化対策庁内委員会事務局

環境課長を事務局長とし、環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

（3）地球温暖化対策推進責任者

各課に1名配置します。基本的に、各課長等を責任者とします。各課及び各施設において取り組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

2 進行管理の流れ

実行計画における取り組みを着実に推進し、目標を達成するためには、取り組みの進捗状況を把握し、その状況を評価したうえで、評価結果を取り組みや目標の見直しにつなげること（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）サイクル）が必要です。本実行計画は、高い目標を設定しており、その達成を図るためには、進行管理を特に適切に行う必要があります。そのため、各推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行い、事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取り組み方針を決定します。なお、実行計画の進捗状況は、市ホームページにより公表します。

また、毎年の進捗状況の確認・評価により中間目標年度（令和8（2026）年度）の実績をもとに令和9（2027）年度に改定要否の検討を行い、必要がある場合には実行計画の改定を行います。

PDCAサイクル図

